

### 3 情報公開・個人情報保護審議会諮問書・答申書

#### (1) 条例第8条の規定に基づく本人外収集の制限及び条例第9条の規定に基づく目的外提供の制限

情公第1号

平成23年5月23日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

知事における個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第8条の規定に基づく本人外収集及び同条例第9条の規定に基づく目的外提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号及び同条例第9条第1項第5号の規定に基づき、別添事案に係る本人外収集及び目的外提供について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

## (第2号様式)

## 条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件

		区 分	個別	※案件番号	60
所管課所名	各児童相談所				
主管課名	子ども家庭課				
事務の名称	臓器移植に伴う児童相談所における虐待情報確認事務				
事務の根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律附則第5項</li> <li>・ 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）第5</li> <li>・ 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）における虐待を受けた児童への対応等に関する事項に係る留意事項について（健臓発0625第2号平成22年6月25日付け厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知）</li> </ul>				
事務の目的	18歳未満の児童からの臓器提供を行う施設（以下「臓器提供施設」という。）から児童虐待や家庭における配偶者暴力（以下「児童虐待等」という。）に関する情報の照会が来たときに、適切に対応し必要最小限の情報を提供することにより、虐待を受けた児童が死亡した場合に、当該児童から臓器が提供されることのないよう、臓器移植の運用に資する。				
対象となる個人の類型	臓器提供の対象となる可能性のある児童				
本人以外から収集する個人情報の項目名	当該児童の氏名、性別、生年月日、住所				
本人以外から収集する場合の収集先	臓器の移植に関する法律（以下「臓器移植法」という。）に基づき、臓器を提供しようとする医療施設				
理由（本人以外から収集する必要性等）					
<p>次の理由から、児童虐待等に関する情報を提供する必要があり、そのためには、当該提供に関する照会を収受することに伴い、臓器提供施設から当該児童の個人情報を本人外収集する必要がある。</p> <p>(1) 当該照会は、臓器提供施設が被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外する判断材料の一つとして、当該児童に係る児童虐待等に関する情報を照会するというものである。このとき、児童相談所が保有する児童虐待等に関する情報を提供しないと、その判断材料が不足し、結果として臓器提供施設において的確な判断を行うことが困難となる。</p> <p>(2) 当該照会に対し、児童相談所が保有する児童虐待等に関する情報を提供しないと、本来行われるべきではない臓器移植が実施されてしまう恐れがあり、虐待を受けた児童が死亡した場合に虐待をした親等の同意によって当該児童から臓器が提供されることのないようにするという臓器移植法の一部を改正する法律の附則第5項の規定の趣旨の達成に支障が生じる恐れも考えられる。</p> <p>(3) 臓器提供施設が被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外するときの判断材料の一つとして、当該児童に係る児童虐待等に関する情報を客観的に確認するためには、当該児童の意識がない以上、臓器提供施設は児童相談所から、当該情報に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的である。</p> <p>(4) 当該児童の家庭において児童虐待等が行われている場合は、それらの事実の有無を当該児童の家庭に属している者に確認したとしても、客観的な情報が得られるとは限らないことから、臓器提供施設が当該事実を客観的に確認するためには、児童相談所から、当該事実に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的である。</p>					
条例第8条第5項の規定による本人通知 <input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない （しない理由） 臓器提供の対象となる可能性のある児童は、意識がない状態のため、本人通知をすることは事実上困難であり、それにもかかわらず本人通知をすることとすると、本件事務の実施が困難になる。 よって、審議会意見類型1に該当するため、本人通知は省略する。					

## (第3号様式)

## 条例第9条第1項第5号の規定に係る目的外利用・提供該当案件

	区 分	個別	※案件番号	3 4
所管課所名	各児童相談所			
主管課名	子ども家庭課			
事務の名称	臓器移植に伴う児童相談所における虐待情報確認事務			
事務の根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律附則第5項</li> <li>・ 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）第5</li> <li>・ 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）における虐待を受けた児童への対応等に関する事項に係る留意事項について（健臓発 0625 第2号平成22年6月25日付け厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知）</li> </ul>			
事務の目的	18歳未満の児童からの臓器提供を行う施設（以下「臓器提供施設」という。）から児童虐待や家庭における配偶者暴力（以下「児童虐待等」という。）に関する情報の照会が来たときに、適切に対応し必要最小限の情報を提供することにより、虐待を受けた児童が死亡した場合に、当該児童から臓器が提供されることのないよう、臓器移植の運用に資する。			
対象となる個人の類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臓器提供の対象となる可能性のある児童</li> <li>・ 当該児童のきょうだい（臓器提供施設で特定の個人が識別され得る場合）</li> </ul>			
目的外に利用・提供する保有個人情報の内容	氏名、児童虐待相談としての対応経過の有無とその期間、きょうだいの児童虐待相談としての対応経過の有無とその期間、きょうだいの不審死や乳幼児突然死症候群（疑い）に関する情報の有無、家庭における配偶者暴力の有無とその時期（ただし、氏名については、「臓器提供の対象となる可能性のある児童」のみ。）			
利用・提供の相手方	臓器の移植に関する法律（以下「臓器移植法」という。）に基づき、臓器を提供しようとする医療施設			
利用・提供の理由（利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等）	<p>次の理由から、児童虐待等に関する情報に係る個人情報を提供する必要がある。</p> <p>(1) 臓器提供施設からの当該提供に関する照会は、臓器提供施設が被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外する判断材料の一つとして、当該児童に係る児童虐待等に関する情報を照会するものである。そのとき、児童相談所が保有する児童虐待等に関する情報を提供しないと、その判断材料が不足し、結果として臓器提供施設において的確な判断を行うことが困難となる。</p> <p>(2) 当該照会に対し、児童相談所が保有する児童虐待等に関する情報を提供しないと、本来行われるべきではない臓器移植が実施されてしまう恐れがあり、虐待を受けた児童が死亡した場合に虐待をした親等の同意によって当該児童から臓器が提供されることのないようにするという臓器移植法の一部を改正する法律の附則第5項の規定の趣旨の達成に支障が生じる恐れも考えられる。</p> <p>(3) 臓器提供施設が被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外するときの判断材料の一つとして、当該児童に係る児童虐待等に関する情報を客観的に確認するためには、当該児童の意識がない以上、臓器提供施設は児童相談所から、当該情報に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的である。</p> <p>(4) 当該児童の家庭において児童虐待等が行われている場合は、それらの事実の有無を当該児童の家庭に属している者に確認したとしても、客観的な情報が得られるとは限らないことから、臓器提供施設が当該事実を客観的に確認するためには、児童相談所から、当該事実に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的である。</p>			
条例第9条第2項の規定による本人通知	<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない (しない理由) 次の理由から、審議会意見類型1に該当するため、本人通知は省略する。 <p>(1) 臓器提供の対象となる可能性のある児童は、意識がない状態のため、本人通知をすることは事実上困難であり、それにもかかわらず本人通知をすることとすると、本件事務の実施が困難になる。</p> <p>(2) 当該児童のきょうだいに本人通知をすると、児童虐待等をしている者もその事実を知る可能性が高く、その結果、児童虐待等の事実が隠蔽され、児童相談所が当該事実を把握していくことが困難になる可能性や更なる虐待を誘発する可能性などが考えられ、児童相談所における事務事業の円滑な実施が困難になる。</p> <p>また、児童虐待等の事実がない当該きょうだいにのみ本人通知をすることとすると、本人通知の有無により、臓器提供施設に回答した内容が推測され、結果として上記(2)の場合と変わらなくなる可能性があることや、仮に児童虐待等があった場合に、児童虐待等の事実が隠蔽され、児童相談所が当該事実を把握していくことが困難になる可能性、更なる虐待を誘発する恐れなどが考えられ、児童相談所における事務事業の円滑な実施が困難になる。</p>			

答 申 第 6 号  
平成23年5月27日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄

知事における個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号及び第9条第1項第5号の規定に基づき、平成23年5月23日付け情公第1号をもって諮問のありました「臓器移植に伴う児童相談所における虐待情報確認事務」に係る個人情報の本人外収集及び保有個人情報の目的外提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(2) 条例第8条の規定に基づく本人外収集の制限

平成23年7月20日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄 様

地方独立行政法人神奈川県立病院機構

理事長 大崎 逸朗

地方独立行政法人神奈川県立病院機構における個人情報の取扱いに  
関する神奈川県個人情報保護条例第8条の規定に基づく本人外収集  
について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号の規定に基づき、別添事  
案に係る本人外収集について御審議いただきたいので、諮問いたします。

## (第2号様式)

## 条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件

		区 分	個別	※案件番号	33
所管課所名	神奈川県立こども医療センター				
主管課名	神奈川県立こども医療センター				
事務の名称	臓器移植に伴う虐待情報確認事務				
事務の根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律附則第5項</li> <li>・ 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）第5</li> <li>・ 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）における虐待を受けた児童への対応等に関する事項に係る留意事項について（健臓発0625第2号平成22年6月25日付け厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知）</li> </ul>				
事務の目的	児童相談所等から児童虐待や家庭における配偶者暴力（以下「児童虐待等」という。）に関する情報を収集することにより、虐待を受けた児童が死亡した場合に、当該児童から臓器が提供されることのないよう、臓器移植の運用に資する。				
対象となる個人の類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臓器提供の対象となる可能性のある児童</li> <li>・ 当該児童のきょうだい（特定の個人が識別される場合）</li> <li>・ 当該児童の保護者（特定の個人が識別される場合）</li> </ul>				
本人以外から収集する個人情報の項目名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該児童の虐待・ネグレクトに関連する情報。</li> <li>・ 当該児童のきょうだいについての虐待・ネグレクト等、死因が明らかでなかった場合や乳幼児突然死症候群（疑い）に関連する情報。</li> <li>・ 当該児童の家庭における配偶者暴力（以下「DV」という。）に関連する情報。</li> <li>・ 当該児童の保護者の覚醒剤や麻薬などの違法薬物使用に関連する情報。</li> </ul> ただし、臓器提供に係る虐待の有無の判断に必要なものに限る。				
本人以外から収集する場合の収集先	各児童相談所、保健所、福祉事務所、警察				
理由（本人以外から収集する必要性等）					
<p>次の理由から、児童虐待等に関する情報を各児童相談所等から収集する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該情報に関する収集は、被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外する判断材料の一つとして、収集するものである。この情報が収集できない場合、その判断材料が不足し、結果としての的確な判断を行うことが困難となる。</li> <li>・ 児童相談所等から児童虐待等に関する情報が収集できない場合、本来行われるべきではない臓器移植が実施されてしまう恐れがあり、虐待を受けた児童が死亡した場合に虐待をした親等の同意によって当該児童から臓器が提供されることのないようにするという臓器移植法の一部を改正する法律の附則第5項の規定の趣旨の達成に支障が生じる恐れも考えられる。</li> <li>・ 被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から外すときの判断材料の一つとして、当該児童に係る児童虐待等に関する情報を客観的に確認するには、当該児童の意識がない以上、児童相談所等から、当該児童に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的である。</li> <li>・ 当該児童の家庭において児童虐待等が行われている場合は、それらの事実の有無を当該児童の家庭に属している者に確認したとしても、客観的な情報が得られるとは限らないことから、当該事実を客観的に確認するには、児童相談所等から、当該事実に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的である。</li> </ul>					
条例第8条第5項の規定による本人通知 <input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない （しない理由）					
（1）臓器提供の対象となる可能性のある児童は、意識がない状態のため、本人通知をすることは事実上困難であり、それにもかかわらず本人通知をすることとすると、本件事務の実施が困難になる。 （2）当該児童のきょうだいに本人通知をすると、児童虐待等をしている者もその事実を知る可能性が高く、その結果、仮に児童虐待等があった場合に、児童虐待等の事実が隠蔽され、臓器移植法を改正する法律の附則第5項の規定の趣旨の達成に支障が生じる恐れがあるなど、本件事務の実施が困難になる。 （3）当該児童の保護者に本人通知をすると、結果として（2）の場合と変わらなくなる可能性があり、本件事務の実施が困難になる。 よって、審議会意見類型1に該当するため、本人通知は省略する。					

答 申 第 7 号

平成23年7月28日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構

理事長 大崎 逸朗 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄

地方独立行政法人神奈川県立病院機構における個人情報の  
取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号の規定に基づき、平成23年7月20日付けで諮問のありました「臓器移植に伴う虐待情報確認事務」に係る個人情報の本人外収集については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(3) 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供の制限

平成23年10月31日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄 様

神奈川県議会議長 持田 文男

議会における個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合による提供について御審議していただきたく諮問いたします。



(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件

	区分	個別	※案件番号	8
所管課所名	議会局議事調査部政策調査課			
主管課名	議会局議事調査部政策調査課			
事務の名称	ホームページへの掲載による議案書の公表事務			
事務の目的	議案書を県ホームページへ掲載することにより、より開かれた議会を実現し、住民サービスの向上を図る。			
オンライン結合の内容	議案書を県ホームページに掲載することにより、県民等のインターネット利用者に対して情報提供する。			
対象となる個人の類型	副知事、監査委員等議会の同意等が必要となる人事案件の対象者			
提供する個人情報項目名	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 氏名</li><li>・ 副知事、監査委員等の候補者であるという情報</li><li>・ 選任等の区分（識見を有する者、議員等の選任等の区分がある場合）</li><li>・ その他、議案の審議において必要となる情報</li></ul>			
提供の相手先	インターネット利用者			

答 申 第 1 0 号  
平成23年11月10日

神奈川県議会議長

持田 文男 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄

議会における保有個人情報のオンライン結合による提供に関する  
意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成23年10月31日付けで  
諮問のありました「ホームページへの掲載による議案書の公表事務」に係る保有個人情報のオ  
ンライン結合による提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので  
答申します。

(4) 条例第8条の規定に基づく本人外収集の制限及び条例第9条の規定に基づく目的外利用の制限

情公第7号

平成23年11月9日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

知事における個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第8条の規定に基づく本人外収集及び本人通知の省略並びに同条例第9条の規定に基づく目的外利用について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号及び同条第5項ただし書並びに同条例第9条第1項第5号の規定に基づき、別添事案に係る本人外収集及び本人通知の省略並びに目的外利用について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

## (第2号様式)

## 条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件

		区 分	個別	※案件番号	62
所管課所名	子ども家庭課				
主管課名	子ども家庭課				
事務の名称	児童虐待、施設入所及びDV事例における子ども手当関係事務 (児童虐待事例の場合)				
事務の根拠法令等	・平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 ・児童虐待・DV事例における子ども手当関係事務処理について(雇児発0930第8号平成23年9月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)				
事務の目的	児童虐待に関する客観的事実を早期に把握し、児童虐待を行う者に支給する子ども手当の支給事由消滅の処理が迅速になされるよう、市町村等が行う子ども手当支給事務を支援するために、児童相談所及び市町村等から、児童虐待に関する情報を取得し、関係市町村等に情報提供する。				
対象となる個人の類型	児童虐待を行う保護者、虐待される子ども				
本人以外から収集する個人情報の項目名	・保護者の氏名、続柄、住所、児童虐待に関する情報、子ども手当支給事由消滅処理年月日、所属する所属庁名 ・子どもの氏名、性別、生年月日、住所、児童虐待に関する情報、担当する児童相談所等の名称				
本人以外から収集する場合の収集先	保護者居住市町村又は保護者の所属庁				
理由(本人以外から収集する必要性等)					
○ 実施機関が提供した児童虐待に係る保護者及び児童の個人情報を基に、関係市町村等が、適正・迅速に支給事由消滅の処理を行ったか確認するためには、関係市町村等から、支給事由消滅の処理を行った処理年月日等を本人外収集する必要がある。					
○ 「市町村における子ども手当関係事務処理について」(平成23年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)第20条において、児童の保護者が当該児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが不相当と認められる場合には、監護要件を満たさないと判断できるものとして、職権により子ども手当の支給事由消滅の処理をすることとしている。					
○ そこで、実施機関が提供した児童虐待に係る保護者及び児童の個人情報を基に、保護者居住市町村が、子ども手当を受給する保護者の所属庁(受給者が公務員の場合)を把握した場合は、新たにその所属庁に児童虐待の事実を通知することで、支給事由消滅の処理を行うことが可能となることから、その所属庁名を関係市町村から本人外収集する必要がある。					
条例第8条第5項の規定による本人通知					
<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない					
(しない理由)					
○ 支給事由消滅の処理を行った結果報告として、その処理年月日を関係市町村等から本人外収集した事実を本人に通知しても、それにより支給事由の消滅を覆すこと等できるわけではなく、本人に選択の余地はない(諮問対象)。					
○ 保護者居住市町村が把握した所属庁名を本人外収集した事実については、その所属庁が支給事由消滅の処理を行った際に、県から収集したという事実を本人に知らせることで明らかになり、個別に通知することは現実的ではない(審議会意見類型4に該当)。					

## (第2号様式)

## 条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件

		区 分	個別	※案件番号	63
所管課所名	子ども家庭課				
主管課名	子ども家庭課				
事務の名称	児童虐待、施設入所及びDV事例における子ども手当関係事務 (DV事例の場合)				
事務の根拠法令等	・平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 ・児童虐待・DV事例における子ども手当関係事務処理について(雇児発0930第8号平成23年9月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)				
事務の目的	DVに関する客観的事実を早期に把握し、DVを行う者に支給する子ども手当の支給事由消滅の処理を行うとともに、DV被害者に対する子ども手当の支給が迅速になされるよう、市町村等が行う子ども手当支給事務を支援するために、児童相談所及び市町村等から、DVに関する情報を取得し、関係市町村等に情報提供する。				
対象となる個人の類型	DVを行う配偶者				
本人以外から収集する個人情報の項目名	氏名、生年月日、住所、配偶者からの暴力の事実等支給要件確認に必要な情報、子ども手当等支給事由消滅処理年月日、所属する所属庁名				
本人以外から収集する場合の収集先	DV被害者から子ども手当の申請がなされた市町村又は所属庁 DVを行う配偶者が居住する市町村又は配偶者が所属する所属庁 DVを行う配偶者又はその被害者が居住等する都道府県				
理由(本人以外から収集する必要性等)	<p>理由(本人以外から収集する必要性等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者に子ども手当を支給するには、同じ児童が同時に二人の養育者の支給対象児童にならないようにするために、その配偶者の支給事由消滅の処理を行う必要がある。</li> <li>○ 「児童虐待・DV事例における子ども手当関係事務処理について」(平成23年9月30日雇児発0930第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において、配偶者から暴力を受けたと訴えている者が専属的に子どもの監護を行っており、かつ生計同一である等、一定の場合に該当するときは、配偶者は支給要件に該当しないものと判断できるとされている。</li> <li>○ このような場合には、配偶者に対して「市町村における子ども手当関係事務処理について」(平成23年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)第20条に基づき、職権による子ども手当の支給事由消滅の処理を行うこととされており、そのためには、その配偶者の個人情報を、被害者居住市町村から本人外収集する必要がある。</li> <li>○ 暴力を行う配偶者が被害者の居住地情報等を把握する機会を減らすには、関係市町村等の間で直接情報提供・収集を行うのではなく、都道府県がその間に入り、情報提供・収集の仲介を行うことにより、その配偶者が居住する市町村等が、被害者の居住地の情報を把握することのないようにする必要がある。そのためには、その配偶者の個人情報を、関係市町村等から本人外収集する必要がある。</li> <li>○ 被害者とその配偶者が同じ都道府県に住んでいるとは限らない。そこで、適正・迅速に被害者に子ども手当を支給するには、本事務のような全国的に統一された事務処理の実施が必要であり、逆に、本事務を実施しないと、他の都道府県等が本事務を実施しても実効性がなく、さらに被害者の救済を困難にしまうおそれもある。</li> </ul>				
条例第8条第5項の規定による本人通知	<p>条例第8条第5項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない</p> <p>(しない理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支給事由消滅の処理を行うのに必要な情報を、関係市町村等から本人外収集した事実を本人に通知すると、DV被害者の居住地を推測されるおそれや支給事由消滅の処理を妨害するなど円滑な事務の実施を困難にするおそれがある(審議会意見類型2に該当)。また、配偶者居住市町村が支給事由消滅の処理を行った際に、DV被害者の居住地を推測されるおそれがないなど、県から収集したという事実を本人に知らせることができる場合は、関係市町村等が本人に知らせることで、県が収集した事実も明らかとなり、個別に通知することは現実的ではない(審議会意見類型4に該当)。</li> <li>○ 支給事由消滅の処理を行った結果報告として、その処理年月日を関係市町村等から本人外収集した事実を本人に通知しても、それにより支給事由の消滅を覆すこと等できるわけではなく、本人に選択の余地はない(諮問対象)。</li> </ul>				

## (第2号様式)

## 条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件

		区 分	個別	※案件番号	64
所管課所名	子ども家庭課				
主管課名	子ども家庭課				
事務の名称	児童虐待、施設入所及びDV事例における子ども手当関係事務 (施設入所等事例の場合)				
事務の根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法</li> <li>平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に伴う施設入所等子どもに係る子ども手当の支給事務について(平成23年9月30日付け雇児発第5号、社援発第5号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知)</li> </ul>				
事務の目的	児童福祉施設等に入所している中学校修了前の子どもについては、施設の設置者等に子ども手当が支給されることとなったこと等から、措置等を行う児童相談所及び市町村等から、施設入所等子ども及びその保護者に関する情報を取得し、関係市町村等に情報提供する。				
対象となる個人の類型	施設入所等子どもの保護者、施設入所等子ども				
本人以外から収集する個人情報の項目名	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の氏名、続柄、住所、所属する所属庁名</li> <li>子どもの氏名、性別、生年月日、措置決定・契約年月日等</li> </ul>				
本人以外から収集する場合の収集先	保護者居住市町村、施設等所在地市町村				
理由(本人以外から収集する必要性等)					
<p>○ 「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」(以下「特別措置法」という。)では、児童福祉施設等に入所している子どもに係る子ども手当については、児童福祉施設の設置者等に支給することとされたことから、保護者と施設等に対して二重に支給されることのないよう、子ども家庭課は保護者居住市町村等に施設入所等子ども及びその保護者の情報を提供する必要があるが、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に伴う施設入所等子どもに係る子ども手当支給事務について」(平成23年9月30日付け雇児発第5号、社援発第5号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知)により、当該市町村で支給を行っていない場合は、保護者の所属庁の確認に努め、所属庁名を子ども家庭課に報告することとなっている。</p> <p>○ 以上より、子ども家庭課では、所属庁が支給事由消滅の処理を行えるよう所属庁に情報提供するため、保護者の個人情報を保護者居住市町村から本人外収集する必要がある。</p> <p>○ また、特定施設入所等子ども(父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない施設入所等子ども)は、施設入所等子どもと国庫の負担割合が異なるため、認定を行う市町村は、特定施設入所等子どもに該当するか否かを子ども手当の請求関係書類から判別できない場合は、保護者居住市町村に確認する必要があるが、当該市町村を特定するため、措置決定等を行った児童相談所を所管する子ども家庭課に照会することとなるが、子ども家庭課は施設等所在地市町村に保護者の情報を提供するため、照会市町村から施設入所等子どもの情報を本人外収集する必要がある。</p>					
条例第8条第5項の規定による本人通知					
<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない (しない理由)					
<p>○ 子ども家庭課が、保護者居住市町村から保護者の所属庁名を本人外収集した事実については、子ども家庭課がその所属庁に対し行った情報提供により、当該所属庁が支給事由消滅の処理を行った際に、県から収集したという事実を本人に知らせることで、県がその個人情報を収集した事実も明らかになり、個別に通知することは現実的ではない(審議会意見類型4に該当)。</p> <p>○ 子ども手当の請求関係書類から特定施設入所等子どもに該当することを判別できない場合は、市町村が、措置等を行った児童相談所を所管し、かつ特別措置法に関する事務も所管する子ども家庭課に保護者居住市町村について照会することは、児童福祉施設等設置者等からみて明らかであり、通知をすることは現実的でない(審議会意見類型4に該当)。</p>					

## (第3号様式)

## 条例第9条第1項第5号の規定に係る目的外利用・提供該当案件

	区 分	個別	※ 案件番号	36
所管課所名	各児童相談所			
主管課名	子ども家庭課			
事務の名称	児童虐待、施設入所及びDV事例における子ども手当関係事務 (児童虐待事例の場合)			
事務の根拠法令等	・平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 ・児童虐待・DV事例における子ども手当関係事務処理について(雇児発0930第8号平成23年9月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)			
事務の目的	児童虐待に関する客観的事実を早期に把握し、児童虐待を行う者に支給する子ども手当の支給事由消滅の処理が迅速になされるよう、市町村等が行う子ども手当支給事務を支援するために、児童相談所及び市町村等から、児童虐待に関する情報を取得し、関係市町村等に情報提供する。			
対象となる個人の類型	児童虐待を行う保護者、虐待される子ども			
目的外に利用・提供する保有個人情報の内容	・保護者の氏名、続柄、住所、児童虐待に関する情報、子ども手当支給事由消滅処理年月日、所属する所属庁名 ・子どもの氏名、性別、生年月日、住所、児童虐待に関する情報、担当する児童相談所等の名称			
利用・提供の相手方	子ども家庭課			
利用・提供の理由(利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等)				
○ 「市町村における子ども手当関係事務処理について」(平成23年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)第20条において、児童の保護者が当該児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが不相当と認められる場合には、監護要件を満たさないと判断できるものとして、職権により子ども手当の支給事由消滅の処理をすることとしている。				
○ そのためには、児童虐待を行う保護者の個人情報を迅速に把握する必要があるが、児童相談所がそれらの情報を取り扱う目的は、「要保護児童の適切な保護を図るため」であり、子ども手当支給事務に利用・提供することは目的外の利用・提供となる。そこで、児童を虐待している保護者の支給事由消滅の処理を行うのに必要な情報を、関係市町村等に提供できるよう、子ども家庭課がその保護者の個人情報を児童相談所から取得(目的外利用)することが必要である。				
○ 児童虐待に関する情報を、必要な範囲で的確・迅速に取得・提供するためには、各児童相談所が個別に対応するのではなく、児童相談所に関する事務を所管し、かつ子ども手当法の施行に関する事務も所管する子ども家庭課が、児童相談所と市町村との間に入り、情報収集(目的外利用)・提供の仲介を行なうのが合理的である。				
条例第9条第2項の規定による本人通知				
<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない				
(しない理由)				
○ 関係市町村等が支給事由消滅の処理を行った際に、県から収集したという事実を本人に知らせることで、県が児童虐待等に関する情報を利用した事実も明らかになり、個別に通知することは現実的ではない(審議会意見類型4に該当)。				

## (第3号様式)

## 条例第9条第1項第5号の規定に係る目的外利用・提供該当案件

	区 分	個別	※案件番号	37
所管課所名	子ども家庭課、障害サービス課、各児童相談所			
主管課名	子ども家庭課			
事務の名称	児童虐待、施設入所及びDV事例における子ども手当関係事務 (施設入所等事例の場合)			
事務の根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法</li> <li>平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に伴う施設入所等子どもに係る子ども手当の支給事務について(平成23年9月30日付け雇児発第5号、社援発第5号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知)</li> </ul>			
事務の目的	児童福祉施設等に入所している中学校修了前の子どもについては、施設の設置者等に子ども手当が支給されることとなったこと等から、措置等を行う児童相談所及び市町村等から、施設入所等子ども及びその保護者に関する情報を取得し、関係市町村等に情報提供する。			
対象となる個人の類型	施設入所等子どもの保護者、施設入所等子ども			
目的外に利用・提供する保有個人情報の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の氏名、続柄、住所</li> <li>子どもの氏名、性別、生年月日、住所、措置決定・契約年月日等、施設等所在地又は里親住所地の市町村、安心こども基金の特別支援事業の対象者であるという情報</li> </ul>			
利用・提供の相手方	子ども家庭課			
利用・提供の理由(利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等)	<p>○ 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)では、児童福祉施設等に入所している子どもに係る子ども手当については、施設の設置者等に支給することとされたことから、保護者と施設等に対して二重に支給されることのないよう、子ども家庭課は、その所管する児童相談所から、施設入所等子ども及びその保護者の情報を取得(目的外利用)し、保護者居住市町村(保護者が公務員の場合は、保護者の所属庁)に対し通知する必要がある。</p> <p>○ また、施設入所等の措置の解除が行われた場合は、児童福祉施設等は、子ども手当の支給要件を失うこととなるが、子ども家庭課は、その所管する児童相談所から、施設入所等子ども及びその保護者の情報を取得(目的外利用)し、施設等所在地市町村に対し情報提供する必要がある。</p> <p>○ さらに、措置解除が行われ、再び対象児童を監護することとなった保護者は、その居住市町村(保護者が公務員の場合は、所属庁)に対して、子ども手当の認定請求を行うこととなるが、保護者居住市町村等が当該認定請求に対し支給要件の確認ができるよう、子ども家庭課はその所管する児童相談所から、施設入所等子ども及びその保護者の情報を取得(目的外利用)し、保護者居住市町村(公務員の場合は保護者の所属庁)に対し情報提供する必要がある。</p> <p>○ また、特定施設入所等子ども(父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない施設入所等子ども)は、施設入所等子どもと国庫の負担割合が異なるため、認定を行う市町村は、特定施設入所等子どもに該当するか否かを子ども手当の請求関係書類から判別できない場合は、保護者居住市町村に確認する必要がある、当該市町村を特定するため、子ども家庭課はその所管する児童相談所から、当該特定施設入所等子どもの保護者の情報を取得(目的外利用)し、認定を行う市町村に対し情報提供する必要がある。</p> <p>○ 特別措置法の施行に伴い、法施行日(平成23年10月1日)以前から施設入所等している子どもについては、従前の受給資格者(保護者等)は受給事由が消滅することとなるため、保護者等の居住市町村(保護者が公務員である場合は所属庁)においては、9月30日付けで支給事由の消滅処理を行うとともに、10月1日以降、保護者からの認定請求があった場合は、却下する必要がある。そのため、子ども家庭課は、所管する児童相談所から、10月1日現在の施設入所等子どもの情報を取得(目的外利用)し、保護者居住市町村等に対し情報提供する必要がある。</p> <p>○ また、平成23年9月まで安心こども基金の特別支援事業の対象となっていた施設入所等子どもについては、今回の制度における特定施設入所等子どもに該当すると考えられることから、特定施設入所等子どもの認定を行う市町村に対してそれらの情報を提供するため、子ども家庭課は、安心こども基金の支給に関する事務を所管する障害サービス課等から、情報を取得(目的外利用)する必要がある。</p>			
条例第9条第2項の規定による本人通知	<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない (しない理由) <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども家庭課が、その所管する児童相談所から施設入所等子どもの措置又は措置の解除に関する情報を取得(目的外利用)した事実については、それに基づき、保護者居住市町村(公務員の場合は所属庁)が、支給事由の消滅処理を行った際又は保護者からの認定請求について、却下処分を行った際に、県から収集したという事実を本人に知らせることで、県がその個人情報を利用した事実も明らかになり、個別に通知することは現実的ではない(審議会意見類型4該当)。</li> <li>また、平成23年9月まで安心こども基金の特別支援事業の対象となっていた施設入所等子どもについては、特定施設入所等子どもに該当すると考えられるが、施設等所在地市町村が認定を行う際に、県から収集したという事実を施設設置者等に知らせることで、県がその個人情報を利用した事実も明らかになり、個別に通知することは現実的ではない(審議会意見類型4該当)。</li> </ul>			



平成23年11月10日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄

知事における個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号及び同条第5項ただし書並びに同条例第9条第1項第5号の規定に基づき、平成23年11月9日付け情公第7号をもって諮問のありました「児童虐待、施設入所及びDV事例における子ども手当関係事務」に係る個人情報の本人外収集及び本人通知の省略並びに保有個人情報の目的外利用については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(5) 条例第8条の規定に基づく本人外収集の制限及び条例第9条の規定に基づく目的外提供の制限

情公第6号

平成23年11月9日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

知事における個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第8条の規定に基づく本人外収集及び本人通知の省略並びに同条例第9条の規定に基づく目的外提供及び本人通知の省略について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号及び同条例第9条第1項第5号の規定に基づき、別添事案に係る本人外収集及び目的外提供並びに本人通知の省略について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

## (第2号様式)

## 条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件

		区 分	個別	※案件番号	61
所管課所名	各土木事務所、治水事務所、東部センター、各治水センター				
主管課名	河川下水道部河川課				
事務の名称	水防事務等に伴う河川監視カメラを使用した河川の画像情報の提供事務				
事務の根拠法令等	水防法、河川法				
事務の目的	洪水による水害発生のおそれがある水位情報の提供箇所に河川監視カメラを設置し、日頃から実感を伴う河川の情報を画像として提供することにより、河川水難事故を防止し、洪水時における住民の速やかな自主避難や市町村による避難勧告等の発表に役立てる。				
対象となる個人の類型	河川監視カメラの画像に写る個人				
本人以外から収集する個人情報の項目名	河川監視カメラの画像に写っている個人情報すべて				
本人以外から収集する場合の収集先	河川監視カメラにより撮影した画像情報				
理由（本人以外から収集する必要性等）					
1 本人外収集する必要性					
河川監視カメラは、本来河川の水位等の状況を撮影する目的で設置されるものであるが、河川管理用通路等は自由通行に供されていることから、河川監視カメラの撮影範囲に通行者が写ることもあり得るものである。監視カメラは、水位等の撮影に必要な角度に設置せざるを得ないことから、画像の一部にモザイク処理等を施す措置は執るものの、写りこむ個人情報を完全に排除することは事実上不可能である。					
2 本人外収集の方法					
河川監視カメラによる撮影は、監視箇所を自動的に撮影するものである。撮影した画像情報は事務所等にあるサーバに保存し、一部の画像にモザイク処理を施して河川課のサーバに転送・保存される。この画像情報は1か月経過後、自動消去される。					
条例第8条第5項の規定による本人通知					
する <input checked="" type="checkbox"/> しない					
(しない理由)					
河川監視カメラは、24時間毎秒ごとに自動的に撮影していること、撮影された画像の中の通行者には検索性がないことから、写り込んだ個人すべてに本人通知を行うことは事実上不可能である。また、実施機関は、画像に部分的にモザイクをかけるなど河川情報収集上不可避な範囲に限定していることや、河川監視カメラに個人情報写り込むことを十分認識できるよう配慮していることから、本人通知は行わない。					

## (第3号様式)

## 条例第9条第1項第5号の規定に係る目的外利用・提供該当案件

	区 分	個別	※ 案件番号	3 5
所管課所名	河川下水道部河川課			
主管課名	河川下水道部河川課			
事務の名称	水防事務等に伴う河川監視カメラを使用した河川の画像情報の提供事務			
事務の根拠法令等	水防法、河川法			
事務の目的	洪水による水害発生のおそれがある水位情報の提供箇所に河川監視カメラを設置し、日頃から実感を伴う河川の情報を提供することにより、河川水難事故を防止し、洪水時における住民の速やかな自主避難や市町村による避難勧告等の発表に役立てる。			
対象となる個人の類型	河川監視カメラの画像に写る個人			
目的外に利用・提供する保有個人情報の内容	河川監視カメラの画像に写っている個人情報すべて			
利用・提供の相手方	県内市町村及びインターネット利用者			
<p>利用・提供の理由（利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等）</p> <p>県は、河川監視カメラの画像を水防法第12条に基づく公表として、県民や市町村等に情報提供を行うものであり、この提供は水防法に基づく周知の一環として行われるものである。</p> <p>しかし、本来水位等の状況を撮影する目的である河川監視カメラの画像に偶然写った通行人等の個人情報を県機関の間で転送したり市町村等に提供することは、取扱目的と異なる個人情報の利用・提供であり、目的外利用・提供に該当する。</p> <p>しかしながら、当該個人情報を完全に排除すると、河川監視という本来目的が実現できなくなることから、目的外利用・提供を行うことには、相当の理由があるものと思われる。</p>				
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない</p> <p>（しない理由）</p> <p>河川監視カメラは、24時間毎秒ごとに自動的に撮影していること、撮影された画像の中の通行人には検索性がないことから、写り込んだ個人すべてに本人通知を行うことは事実上不可能である。また、実施機関は、画像に部分的にモザイクをかけるなど河川情報収集上不可避な範囲に限定していることや、河川監視カメラに個人情報が写り込むことを十分認識できるよう配慮していることから、本人通知は行わない。</p>				

答 申 第 1 2 号  
平成23年11月10日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄

知事における個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号及び同条第5項ただし書並びに第9条第1項第5号及び同条第2項ただし書の規定に基づき、平成23年11月9日付け情公第6号をもって諮問のありました「水防事務等に伴う河川監視カメラを使用した河川の画像情報の提供事務」に係る個人情報の本人外収集及び保有個人情報の目的外提供並びに本人通知の省略については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(6) 条例第8条の規定に基づく本人外収集の制限及び条例第9条の規定に基づく目的外利用の制限

情 公 第 1 8 号

平成24年3月26日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

知事における個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例  
第8条の規定に基づく本人外収集及び本人通知の省略並びに同条例  
第9条の規定に基づく目的外利用について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号及び同条第5項ただし書並びに同条例第9条第1項第5号の規定に基づき、別添事案に係る本人外収集及び本人通知の省略並びに目的外利用について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

## (第2号様式)

## 条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件

		区 分	個別	※案件番号	65
所管課所名	子ども家庭課				
主管課名	子ども家庭課				
事務の名称	児童虐待、施設入所及びDV事例における児童手当改正法関係事務 (児童虐待事例の場合)				
事務の根拠法令等	・児童手当法の一部を改正する法律(児童手当改正法)				
事務の目的	児童虐待に関する客観的事実を早期に把握し、児童虐待を行う者に支給する児童手当の支給事由消滅の処理が迅速になされるよう、市町村等が行う児童手当支給事務を支援するために、児童相談所及び市町村等から、児童虐待等に関する情報を取得し、関係市町村等に情報提供する。				
対象となる個人の類型	児童虐待を行う保護者、虐待される子ども				
本人以外から収集する個人情報の項目名	・保護者の氏名、続柄、住所、児童虐待に関する情報、児童手当支給事由消滅処理年月日、所属する所属庁名 ・子どもの氏名、性別、生年月日、住所、児童虐待に関する情報、担当する児童相談所等の名称				
本人以外から収集する場合の収集先	保護者居住市町村又は保護者の所属庁				
理由(本人以外から収集する必要性等)					
○ 実施機関が提供した児童虐待に係る保護者及び児童の個人情報を基に、関係市町村等が、適正・迅速に支給事由消滅の処理を行ったか確認するためには、関係市町村等から、支給事由消滅の処理を行った処理年月日等を本人外収集する必要がある。					
○ 児童の保護者が当該児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが不相当と認められる場合には、監護要件を満たさないと判断できるものとし、職権により児童手当の支給事由消滅の処理を行う。					
○ そこで、実施機関が提供した児童虐待に係る保護者及び児童の個人情報を基に、保護者居住市町村が、児童手当を受給する保護者の所属庁(受給者が公務員の場合)を把握した場合は、新たにその所属庁に児童虐待の事実を通知することで、支給事由消滅の処理を行うことが可能となることから、その所属庁名を関係市町村から本人外収集する必要がある。					
条例第8条第5項の規定による本人通知					
<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない					
(しない理由)					
○ 支給事由消滅の処理を行った結果報告として、その処理年月日を関係市町村等から本人外収集した事実を本人に通知しても、それにより支給事由の消滅を覆すこと等できるわけではなく、本人に選択の余地はない(諮問対象)。					
○ 保護者居住市町村が把握した所属庁名を本人外収集した事実については、その所属庁が支給事由消滅の処理を行った際に、県から収集したという事実を本人に知らせることで明らかになり、個別に通知することは現実的ではない(審議会意見類型4に該当)。					

## (第2号様式)

## 条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件

		区 分	個別	※案件番号	66
所管課所名	子ども家庭課				
主管課名	子ども家庭課				
事務の名称	児童虐待、施設入所及びDV事例における児童手当改正法関係事務 (DV事例の場合)				
事務の根拠法令等	・児童手当法の一部を改正する法律(児童手当改正法)				
事務の目的	DVに関する客観的事実を早期に把握し、DVを行う者に支給する児童手当の支給事由消滅の処理を行うとともに、DV被害者に対する児童手当の支給が迅速になされるよう、市町村等が行う児童手当支給事務を支援するために、児童相談所及び市町村等から、DVに関する情報を取得し、関係市町村等に情報提供する。				
対象となる個人の類型	DVを行う配偶者				
本人以外から収集する個人情報の項目名	氏名、生年月日、住所、配偶者からの暴力の事実等支給要件確認に必要な情報、児童手当等支給事由消滅処理年月日、所属する所属庁名				
本人以外から収集する場合の収集先	DV被害者から児童手当の申請がなされた市町村又は所属庁 DVを行う配偶者が居住する市町村又は配偶者が所属する所属庁 DVを行う配偶者又はその被害者が居住等する都道府県				
理由(本人以外から収集する必要性等)	<p>○ 被害者に児童手当を支給するには、同じ児童が同時に二人の養育者の支給対象児童にならないようにするために、その配偶者の支給事由消滅の処理を行う必要がある。</p> <p>○ 配偶者から暴力を受けたと訴えている者が専属的に子どもの監護を行っており、かつ生計同一である等、一定の場合に該当するときは、配偶者は支給要件に該当しないものと判断できるとされている。</p> <p>○ このような場合には、配偶者に対して、職権による児童手当の支給事由消滅の処理を行うこととされており、そのためには、その配偶者の個人情報を、被害者居住市町村から本人外収集する必要がある。</p> <p>○ 暴力を行う配偶者が被害者の居住地情報等を把握する機会を減らすには、関係市町村等の中で直接情報提供・収集を行うのではなく、都道府県がその間に入り、情報提供・収集の仲介を行うことにより、その配偶者が居住する市町村等が、被害者の居住地の情報を把握することのないようにする必要がある。そのためには、その配偶者の個人情報を、関係市町村等から本人外収集する必要がある。</p> <p>○ 被害者とその配偶者が同じ都道府県に住んでいるとは限らない。そこで、適正・迅速に被害者に児童手当を支給するには、本事務のような全国的に統一された事務処理の実施が必要であり、逆に、本事務を実施しないと、他の都道府県等が本事務を実施しても実効性がなく、さらに被害者の救済を困難にしてしまうおそれもある。</p>				
条例第8条第5項の規定による本人通知	<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない (しない理由) <p>○ 支給事由消滅の処理を行うのに必要な情報を、関係市町村等から本人外収集した事実を本人に通知すると、DV被害者の居住地を推測されるおそれや支給事由消滅の処理を妨害するなど円滑な事務の実施を困難にするおそれがある(審議会意見類型2に該当)。</p> <p>また、配偶者居住市町村が支給事由消滅の処理を行った際に、DV被害者の居住地を推測されるおそれがないなど、県から収集したという事実を本人に知らせることができる場合は、関係市町村等が本人に知らせることで、県が収集した事実も明らかとなり、個別に通知することは現実的ではない(審議会意見類型4に該当)。</p> <p>○ 支給事由消滅の処理を行った結果報告として、その処理年月日を関係市町村等から本人外収集した事実を本人に通知しても、それにより支給事由の消滅を覆すこと等できるわけではなく、本人に選択の余地はない(諮問対象)。</p>				



## (第2号様式)

## 条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件

		区	分	個別	※案件番号	67
所管課所名	子ども家庭課					
主管課名	子ども家庭課					
事務の名称	児童虐待、施設入所及びDV事例における児童手当改正法関係事務 (施設入所等事例の場合)					
事務の根拠法令等	・児童手当法の一部を改正する法律(児童手当改正法)					
事務の目的	児童福祉施設等に入所している中学校修了前の子どもについては、施設の設置者等に児童手当が支給されることとなったことから、市町村等から、保護者の所属庁に関する情報を取得し、関係市町村等に情報提供する。					
対象となる個人の類型	施設入所等子どもの保護者、施設入所等子ども					
本人以外から収集する個人情報の項目名	・保護者の氏名、続柄、住所、所属する所属庁名 ・子どもの氏名、性別、生年月日、措置決定・契約年月日等					
本人以外から収集する場合の収集先	保護者居住市町村					
理由(本人以外から収集する必要性等)						
○「児童手当法の一部を改正する法律(児童手当改正法)」では、児童福祉施設等に入所している子どもに係る児童手当については、児童福祉施設の設置者等に支給することとされたことから、保護者と施設等に対して二重に支給されることのないよう、子ども家庭課は保護者居住市町村等に施設入所等子ども及びその保護者の情報を提供する必要があるが、当該市町村で支給を行っていない場合は、保護者の所属庁の確認に努め、所属庁名を子ども家庭課に報告することとなっている。						
○以上より、子ども家庭課では、所属庁が支給事由消滅の処理を行えるよう所属庁に情報提供するため、保護者の個人情報を保護者居住市町村から本人外収集する必要がある。						
条例第8条第5項の規定による本人通知						
<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない						
(しない理由)						
○子ども家庭課が、保護者居住市町村から保護者の所属庁名を本人外収集した事実については、子ども家庭課がその所属庁に対し行った情報提供により、当該所属庁が支給事由消滅の処理を行った際に、県から収集したという事実を本人に知らせることで、県がその個人情報を収集した事実も明らかになり、個別に通知することは現実的ではない(審議会意見類型4に該当)。						

## (第3号様式)

## 条例第9条第1項第5号の規定に係る目的外利用・提供該当案件

	区 分	個別	※案件番号	38
所管課所名	子ども家庭課、各児童相談所			
主管課名	子ども家庭課			
事務の名称	児童虐待、施設入所及びDV事例における児童手当改正法関係事務 (児童虐待事例の場合)			
事務の根拠法令等	・児童手当法の一部を改正する法律(児童手当改正法)			
事務の目的	児童虐待に関する客観的事実を早期に把握し、児童虐待を行う者に支給する児童手当の支給事由消滅の処理が迅速になされるよう、市町村等が行う児童手当支給事務を支援するために、児童相談所及び市町村等から、児童虐待等に関する情報を取得し、関係市町村等に情報提供する。			
対象となる個人の類型	児童虐待を行う保護者、虐待される子ども			
目的外に利用・提供する保有個人情報の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の氏名、続柄、住所、児童虐待に関する情報、児童手当支給事由消滅処理年月日、所属する所属庁名</li> <li>・子どもの氏名、性別、生年月日、住所、児童虐待に関する情報、担当する児童相談所等の名称</li> </ul>			
利用・提供の相手方	子ども家庭課			
<p>利用・提供の理由(利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童の保護者が当該児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが不相当と認められる場合には、監護要件を満たさないと判断できるものとして、職権により児童手当の支給事由消滅の処理をすることとしている。</li> <li>○ そのためには、児童虐待を行う保護者の個人情報を迅速に把握する必要があるが、児童相談所がそれらの情報を取り扱う目的は、「要保護児童の適切な保護を図るため」であり、児童手当支給事務に利用・提供することは目的外の利用・提供となる。そこで、児童を虐待している保護者の支給事由消滅の処理を行うのに必要な情報を、関係市町村等に提供できるよう、子ども家庭課がその保護者の個人情報を児童相談所から取得(目的外利用)することが必要である。</li> <li>○ 児童虐待に関する情報を、必要な範囲で的確・迅速に取得・提供するためには、各児童相談所が個別に対応するのではなく、児童相談所に関する事務を所管し、かつ児童手当改正法の施行に関する事務も所管する子ども家庭課が、児童相談所と市町村との間に入り、情報収集(目的外利用)・提供の仲介を行なうのが合理的である。</li> </ul>				
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない</p> <p>(しない理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係市町村等が支給事由消滅の処理を行った際に、県から収集したという事実を本人に知らせることで、県が児童虐待等に関する情報を利用した事実も明らかになり、個別に通知することは現実的ではない(審議会意見類型4に該当)。</li> </ul>				

## (第3号様式)

## 条例第9条第1項第5号の規定に係る目的外利用・提供該当案件

		区 分	個別	※案件番号	39
所管課所名	子ども家庭課、各児童相談所				
主管課名	子ども家庭課				
事務の名称	児童虐待、施設入所及びDV事例における児童手当改正法関係事務 (施設入所等事例の場合)				
事務の根拠法令等	・児童手当法の一部を改正する法律(児童手当改正法)				
事務の目的	児童福祉施設等に入所している中学校修了前の子どもについては、施設の設置者等に児童手当が支給されることとなったこと等から、措置等を行う児童相談所及び市町村等から、施設入所等子ども及びその保護者に関する情報を取得し、関係市町村等に情報提供する。				
対象となる個人の類型	施設入所等子どもの保護者、施設入所等子ども				
目的外に利用・提供する保有個人情報の内容	・保護者の氏名、続柄、住所 ・子どもの氏名、性別、生年月日、住所、措置決定・契約年月日等、施設等所在地又は里親住所地の市町村				
利用・提供の相手方	子ども家庭課				
<p>利用・提供の理由(利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等)</p> <p>○ 「児童手当法の一部を改正する法律(児童手当改正法)」では、児童福祉施設等に入所している子どもに係る児童手当については、施設の設置者等に支給することとされたことから、保護者と施設等に対して二重に支給されることのないよう、子ども家庭課は、その所管する児童相談所から、施設入所等子ども及びその保護者の情報を取得(目的外利用)し、保護者居住市町村(保護者が公務員の場合は、保護者の所属庁)に対し通知する必要がある。</p> <p>○ また、施設入所等の措置の解除が行われた場合は、児童福祉施設等は、児童手当の支給要件を失うこととなるが、子ども家庭課は、その所管する児童相談所から、施設入所等子ども及びその保護者の情報を取得(目的外利用)し、施設等所在地市町村に対し情報提供する必要がある。</p> <p>○ さらに、措置解除が行われ、再び対象児童を監護することとなった保護者は、その居住市町村(保護者が公務員の場合は、所属庁)に対して、児童手当の認定請求を行うこととなるが、保護者居住市町村等が当該認定請求に対し支給要件の確認ができるよう、子ども家庭課はその所管する児童相談所から、施設入所等子ども及びその保護者の情報を取得(目的外利用)し、保護者居住市町村(公務員の場合は保護者の所属庁)に対し情報提供する必要がある。</p>					
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない</p> <p>(しない理由)</p> <p>子ども家庭課が、その所管する児童相談所から施設入所等子どもの措置又は措置の解除に関する情報を取得(目的外利用)した事実については、それに基づき、保護者居住市町村(公務員の場合は所属庁)が、支給事由の消滅処理を行った際又は保護者からの認定請求について、却下処分を行った際等に、県から収集したという事実を本人に知らせることで、県がその個人情報を利用した事実も明らかになり、個別に通知することは現実的ではない(審議会意見類型4該当)。</p>					

答 申 第 1 3 号

平成24年3月27日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄

知事における個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号及び同条第5項ただし書並びに同条例第9条第1項第5号の規定に基づき、平成24年3月26日付け情公第18号をもって諮問のありました「児童虐待、施設入所及びDV事例における児童手当改正法関係事務」に係る個人情報の本人外収集及び本人通知の省略並びに保有個人情報の目的外利用については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(7) 住民基本台帳法第30条の9の規定に基づく本人確認情報の保護に関する事項

市行第102号  
平成23年7月15日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長  
藤原 静雄 様

神奈川県知事  
黒岩 祐治

住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について（諮問）

このことについて、住民基本台帳法第30条の9第2項の規定に基づき、住民基本台帳法施行条例に規定する事務について、別添のとおり御審議していただきたく諮問します。

答 申 第 8 号  
平成23年7月28日

神奈川県知事  
黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 藤 原 静 雄

住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加に関する意見に  
ついて（答申）

住民基本台帳法第30条の9第2項の規定に基づき、平成23年7月15日付け市行第102号をもって諮問のありました標記のことについては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

※ 平成23年9月8日開催の第7回審議会においても、同様の諮問・答申が行われています。